



白梅

Yamamoto Acc office



山本総合会計ニュース

編集 発行人
税 理 士

山本孝久

〒152-0003
東京都目黒区碑文谷5-12-1
TS碑文谷ビル2F
TEL 03 (3791) 8863
FAX 03 (3791) 8292

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	13	27
月	14	28
火	1	15
水	2	16
木	3	17
金	4	18
土	5	19
日	6	20
月	7	21
火	8	22
水	9	23
木	10	24
金	11	25
土	12	26

2月の税務と労務

- 国 税**／平成22年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税**／贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税**／1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税**／12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 2月28日
- 国 税**／6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税**／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月28日
- 国 税**／決算期の定めのない格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 2月28日
- 地方税**／固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

ワンポイント 租税条約に基づく情報交換

海外取引企業等に対する二重課税を回避する一方、脱税の防止を図るために、2国間で締結する協定が租税条約。昨年11月には香港との間で協定を締結しています。国税庁によると、日本の税務当局が平成21年4月～22年3月までの1年間に行った租税条約に基づく税務情報の交換件数は50万件にのぼっています。

通勤途上で 第三者によってケガをさせられたとき

仕事申または通勤途上において、他人の行為や他所の建設設備などが原因で、ケガをすることがあります。このように政府、事業主、被災労働者以外の行為により発生したものであって、労災保険の被災労働者等に対して、第三者（加害者）が損害賠償の義務を有しているものを「第三者行為災害」といいます。

●●● 第三者行為災害のしくみ

第三者の行為により労働者が被災したときは、その被災者は第三者に対して損害賠償請求権を取得すると同時に労災保険にかかる給付の請求権も取得することになります。このような場合、重複して受けることはでき

ませんので、被災者はいずれも先に受けるかを選択する必要があります。

被災者に対する損害の補てんは、第三者が負担すべきものと考えられ、先に労災保険に請求し給付を受ける場合は、政府は被災者が第三者に対して有する損害賠償請求権を保険給付をする代わりに代位取得し、政府が取得した損害賠償請求権を第三者や損害保険会社等に直接行使します。これを求償といえます。

反対に、第三者の損害賠償（自動車事故の場合は自賠責保険等）が労災保険の給付より先に行われた場合であって、第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で労災保険の給付を行いません。これを控除といえます。

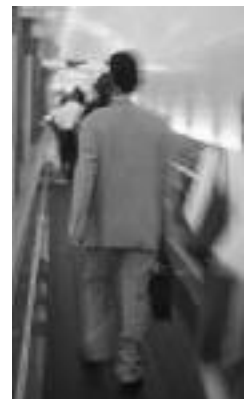
●●● 先に保険給付を受けたいとき

治療費が損害保険会社から支払われるまで時間がかかるなどの理由で、先に労災保険から保険給付を受けたいときには、先行を希望する給付の種類（療養給付に○印をする）、先行理由などを記入して「労災保険先行願（通災用）」を提出します。

なお、労災保険で治療を受けるためには、労災指定病院等に「療養給付たる療養の給付請求書」（様式第16号の3）を提出しなければなりません。

●●● 示談にあたっての留意点

示談とは、被災者が交通事故による不法行為などによって第三者から損害を受けたことにより損害賠償請求権が発生した場合、第三者との合意に基づいて



早期に解決することをいい、「当事者の話し合いにより互いに譲歩し、かつ、納得できる額に折り合うために行われる」ものである。その全部または一部を自由に免除することができます。

労災保険の給付を受けられる被災者が、安易な示談によって、労災保険から本来受けられる給付金を下回って示談すると、被災者が有する損害賠償請求権を放棄しているため、以後、労災保険を請求しても保険給付は受けられなくなったり、既に受給している場合は返還を求められることがありますので、これを回避するためにも、添付する念書（兼同意書）はその内容を十分に理解した上で提出することが大切です。

被災者と第三者間で、被災者の有する全ての損害賠償についての示談（全部示談）が、真正に（錯誤や脅迫などではなく両当事者の真意によること）成立し、受給権者が示談額以外の損害賠償の請求権を放棄した場合、政府は、原則としてそれ以後の労災保険の給付を行わないこととなります。

■■自賠先行のメリット

第三者行為災害が自動車事故による場合は、一定額までは自賠責保険から受けられますが、労災保険との間で支給調整が行われます。この調整方法は、自賠責保険先行を原則とし、損害額が保険金額を超えた場合に労災保険の給付を行うというものです。優先順位は、被災者等が自由によります。

自賠先行（先に自賠責保険等からの保険金支払を受けること（いう）のメリットとして、次のものがあります。選択に当たっては考慮するとよいでしょう。

- (1) 仮渡金制度や内払金制度があり、これを利用することにより損害賠償額の支払が速やかに行われます。この場合は、自賠責保険等の損害賠償金等支払証明書または保険金支払通知書を添付しなければなりません。

- (2) 自賠責保険等は労災保険の給付内容より範囲が広く、かつ、給付水準も高いため労災保険では給付が行われない慰謝料が払われます。

■■休業特別支給金

休業特別支給金は、労働者が仕事上または通勤途中のケガや病気の療養のため労働することができず、そのため賃金を受けられないときに、その療養生活の支援を図る目的で、休業日の第四日目から、休業補償給付または休業給付の受給権者に対して支給される社会復帰促進等事業のひとつで、労災保険の保険給付には含まれません。

したがって、損害賠償金等との支給調整は行われないこととなります。

具体的には、損害保険会社から一〇〇％の休業補償が行われていたとしても、政府に休業特別支給金の申請をすれば、一日につき給付基礎日額の二〇％相当額が支給され、結果的に一二〇％の補償を受けることができます。

■■自転車にぶつけられたときなど

通勤途中で自転車にぶつけられたときや飼い犬にかまれたとき

などは、被害者はそのケガの治療費や休業補償などにかかった費用は、労災保険と第三者の双方から損害賠償を受けることができますので、この場合も支給調整が行われます。

ちなみに、加害者になると、自動車保険が適用されない自転車事故や犬の咬傷などによる治療費等は、慰謝料、見舞金なども含めて国から加害者に請求されますので、留意すべきでしょう。

中学生や高校生などの家族が加害者になる事故が増えていますので、民間の保険に加入する等して安心を得るのもひとつの方法かと思えます。

たとえば、自動車保険に入っている人は、年間千円前後の負担で特約をつけることができる保険もあるようです。自動車保険に入っていない人は、家族全員を対象にした傷害保険や本人のみを対象にした傷害保険に入る方法があります。

この傷害保険は、基本契約（死亡・後遺障害が残ったとき、入院などしたときに保険金が支払われるもの）のほかに、誤って他人にケガをさせたり、他人

のものに損害を与えて、損害賠償責任を負ったときに保険金が支払われる個人賠償責任保険（自己負担なし）が特約でついているものがあります。

■■第三者行為災害が発生したときの手続き

第三者行為災害が発生したときには、次の書類を提出しなければなりません。

- (1) 第三者行為災害届（通勤災害・交通事故）
- (2) 示談が行われた場合は示談書の謄本（写し可）
- (3) 念書（兼同意書）
- (4) 通勤災害に関する事項
- (5) 先に保険給付を受けたいときは、「労災保険先行願（通災用）」
- (6) 交通事故証明書（自動車安全運転センターの交付証明を受けたもの）
- (7) 仮渡金または賠償金を受けている場合は、自賠責保険等の損害賠償金等支払証明書または保険金支払通知書

新卒枠で 既卒者を雇い入れたとき

卒業後も就職活動をしている新卒者（中学・高校・高専・短大・大学・大学院・専修学校を卒業後3年以内の者）をハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介で、原則として3カ月の有期雇用として雇い入れ、その後正規雇用（雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者（週の所定労働時間が30時間未満の者を除く）として雇用すること）に移行させた事業主には、「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」が支給されます。

対象となる未内定新卒者は、①平成20年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定であり、②卒業後1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない40歳未満の者であって、③ハローワーク等に求職登

録を行っているが就職先が未決定で、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが適当であるとハローワークが認める者です。

支給額は、対象者1人につき有期雇用期間（原則3カ月）は月額10万円、有期雇用終了後の正規雇用での雇入れは50万円（1回限り）です。

この他、卒業後3年以内の既卒者（1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない中卒、高卒を除く者）も応募可能な新卒求人（ハローワーク等に提出し、それらからの職業紹介により、トライアル雇用せずに新たに雇い入れたときに支給される「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」も併せて創設されました。

支給額は100万円（同一事業所に1回限り）で、正規雇用での雇入れから6カ月経過後に支給されます。

なお、これらの奨励金は、平成23年度末までの時限措置です。

昼間学生の雇用保険の適用

学生、生徒などであって、通信教育を受けている者、大学の夜間の学部及び高等学校の夜間または定時制の課程以外の者（昼間学生という）が夜間等に就労した場合または各種学校の学生であって、授業の時間、課程の内容等からみて昼間学生と同様の状態にあると認められる場合は、適用事業所に雇用されても、雇用保険上の被保険者となることはできません。

ただし、次に掲げる者は被保険者となります。

- ① 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続きその事業所に勤務する予定の者
- ② 休学中の者または一定の出席日数を課程修了の要件としない学校に在学する者であって、その事業において同種の業務に従事する通常の労働者と同様に勤務すると認められる者

雇用調整助成金等の要件が緩和

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等を行った際に、その費用の一部を助成する制度です。

- この支給要件が緩和されて、最近の急激な円高の影響により、生産量の回復が遅れている事業主の雇用維持を支援するため、以下のいずれにも該当する場合、昨年十二月から雇用調整助成金等の対象とされました。
- (1) 円高の影響により生産量が減少したこと。
 - (2) 直近三カ月の生産量が三年前の同時期に比べ一五%以上減少していること。
 - (3) 直近の決算等の経常損益が赤字であること。